

文部科学省独立行政法人評価委員会から通知された 業績勘案率（案）について

A 宇宙航空研究開発機構を除く 9 法人 13 人

1 通知された勘案率案の内容

(1) 対象者内訳

- ・大学入試センター（監事 1 人）
- ・日本学生支援機構（理事 1 人）
- ・国立オリンピック記念青少年総合センター（理事 1 人）
- ・国立青年の家（理事 1 人）
- ・日本スポーツ振興センター（理事 2 人）
- ・物質・材料研究機構（理事 2 人）
- ・理化学研究所（理事 1 人）
- ・日本芸術文化振興会（理事長、理事 2 人）
- ・文化財研究所（理事長）

(2) 業績勘案率（案）

いずれも「1.0」

2 勘案率の決定方法（別紙 1）

- 勘案率の決定方法は、「業績勘案率」の評価を行うに当たっての基本的考え方（平成 16 年 12 月 16 日文部科学省独立行政法人評価委員会決定）に基づくものであり、当分科会の方針に沿ったもの（別紙 2 及び下表）
- 具体的には、「年度評価結果に基づく機関業績勘案率」と「付随的なものとしてウエイト付けした個人業績勘案率」の合計値である基礎業績勘案率を求め、更に在職時に受けた役員報酬や目的積立金の水準との整合性も勘案した上で、最終的な勘案率として決定する方式。
- 通知された上記 10 法人 14 人の退職役員に係る勘案率案についても、文部科学省評価委員会の関係部会において、この方式により検討・審議し、業績勘案率を「1.0」として最終決定している。（別添資料）

基本的考え方における決定方法の主な内容は、次のとおり

独法評価分科会の方針	決 定 方 法
<p>2-① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。</p> <p>2-③ 業績勘案率算定に当たっての法人の個々の評価結果のウェイト付けが適切であること。</p> <p>2-⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。</p>	<p>機関実績勘案率は、「年度実績評価」の結果における項目別評価を当該役員の職責に応じ適切にウェイト付けし、通常の業績に比して明確に差が生じる適切な換算表に従い0.0～2.0の間で算出するものとしている。</p> <p>(基本的考え方2(2))</p>
<p>2-⑤ 退職役員の個人的な業績を考慮する場合、考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎていないこと。</p>	<p>「個人業績勘案率β」との配分率は、個人的な業績が付随的なものであることを考慮し、0.25を超えないこととしている。</p> <p>(基本的考え方2(1))</p>
<p>2-④ 在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況と整合的であること。</p> <p>2-⑦ 退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。</p>	<p>最終的な業績勘案率は、①在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映状況 ②目的積立金の積立状況を勘案して決定することとしている。</p> <p>(基本的考え方1(1))</p>

3 当委員会の意見案

「意見なし」

B 宇宙航空研究開発機構（理事長：平成16年11月14日退職）

1 通知された勘案率案の内容（別紙3）

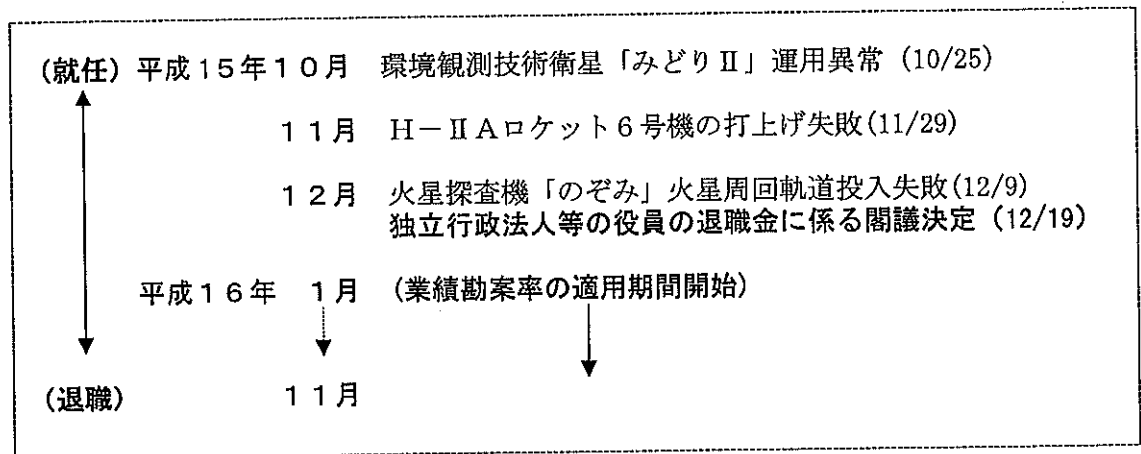
(1) 業績勘案率の適用対象期間

平成16年1月1日～平成16年11月14日

（在職期間：同法人が発足した平成15年10月1日～平成16年11月14日）

(2) 業績勘案率（案）：「1.0」

H-II Aロケット6号機の打上げ失敗等の3件の事故が発生しているが、いずれも業績勘案率案の適用対象期間外。



2 勘案率案の算定内容

換算表に年度評価の項目別評価結果を当てはめて算定する方式であるが、H-II Aロケットの打上げ等に係る国の政策推進や社会への影響度の高い評価項目も、「業務・人事の合理化・効率化」等バックオフィスに係る評価項目も同じウェイト付け（両者とも全項目86分の1というウェイト）で業績勘案率を換算。

⇒ 今後、H-II Aロケット6号機の打上げ失敗等のような事故等が業績勘案率の適用対象期間中に発生したとしても、役員の責任が適切に業績勘案率に反映されるかどうか危惧される状況

3 当委員会の意見案

- 本件理事長の業績勘案率（案）

⇒ 「業績勘案率が平成16年以降適用されるものであり、意見なし」

- 今後の業績勘案率（案）の算定

⇒ 「H-II Aロケット6号機の打上げ失敗等のような事故等の責任が業績勘案率に適切に反映されることが必要」

「業績勘案率に年度評価結果を反映するに当たり、評価項目の重要度に応じ適切にウェイト付けすることが必要」

(案)

政 委 第 号
平 成 年 月 日

文部科学省独立行政法人評価委員会

委員長 渡 邊 正太郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹 羽 宇一郎

「文部科学省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率 (案) について」について (意見)

「文部科学省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率 (案) について」(平成 17 年 4 月 12 日付け 17 独評委第 1 号、平成 17 年 4 月 21 日付け 17 独評委第 2 号、平成 17 年 5 月 9 日付け 17 独評委第 3 号) をもって貴委員会から通知のありました業績勘案率 (案) について、別紙 1 及び 2 のとおり回答します。

(別紙1)

今回通知があった下記の独立行政法人の退職役員の業績勘案率(案)については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)に沿っているものであり、特に意見はありません。

記

大学入試センター(監事1人)

日本学生支援機構(理事1人)

国立オリンピック記念青少年総合センター(理事1人)

国立青年の家(理事1人)

日本スポーツ振興センター(理事2人)

物質・材料研究機構(理事2人)

理化学研究所(理事1人)

日本芸術文化振興会(理事長、理事2人)

文化財研究所(理事長)

(別紙2)

今回通知のあった独立行政法人宇宙航空研究開発機構の理事長の退職に係る業績勘案率(案)については、業績勘案率が平成16年以降の在職期間に適用されるものであり、特に意見はありません。

ただし、平成15年11月に発生したH-IIAロケット6号機の打上げ失敗等のような事故等が退職役員の平成16年以降の在職期間に発生した場合は、その役員の責任が業績勘案率に適切に反映されることが必要であると考えます。また、今後は、年度評価結果を業績勘案率に換算するに当たり、評価項目ごとに、国の政策の推進や社会に与える影響度等を勘案の上、その重要度に応じた適切なウェイト付けを行う必要があると考えます。

文部科学省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率(案)の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容				業績勘案率(案) ϵ (ϵ' 調整後)
		業績勘案率適用期間	(参考) 在任期間	機関業績 勘案率 α	個人業績 勘案率 β	基礎業績 勘案率 ϵ' ※ (0.75α $+0.25\beta$)	調整 目的 積立金 関係	
大学入試センター	監事	H16.1.1~H16.3.31	H13.4.1~	1.0	1.0	1.0	なし	1.0
日本学生支援機構	理事	H16.4.1~H16.11.30	H16.4.1~	1.0	1.0	1.0	なし	1.0
国立リハビリテーションセンター 年総合センター	理事	H16.1.1~H16.3.31	H15.1.10~	1.0	1.1	1.0	なし	1.0
国立青年の家	理事	H16.1.1~H16.3.31	H13.4.1~	1.0	1.0	1.0	なし	1.0
日本スポーツ振興セン ター	理事	H16.1.1~H16.6.30	H15.10.1~	1.0	1.0	1.0	なし	1.0
物質・材料研究機構	理事	H16.1.1~H17.1.31	H15.10.1~	1.0	1.0	1.0	なし	1.0
	理事	H16.1.1~H16.7.14	H13.4.1~	1.1	1.1	1.1	なし	1.0
理化学研究所	理事	H16.1.1~H16.12.31	H13.4.1~	1.2	1.1	1.2	なし	1.0
	理事	H16.1.1~H16.10.14	H15.10.1~	1.2	1.1	1.2	なし	1.0
日本芸術文化振興会	理事長	H16.1.1~H16.5.9	H15.10.1~	1.0	1.0	1.0	なし	1.0
	理事	H16.1.1~H16.11.30	H15.10.1~	1.0	1.0	1.0	なし	1.0
	理事	H16.1.1~H17.1.13	H15.10.1~	1.0	1.0	1.0	なし	1.0
文化財研究所	理事長	H16.1.1~H16.3.31	H13.4.1~	1.0	1.03	1.0	あり	1.0

※「基礎業績勘案率 ϵ' 」の算定式中、「0.75」は機関業績勘案率のウェイト、「0.25」は個人業績勘案率のウェイトを示す。

(別紙2)

「業績勘案率」の評価を行うに当たっての基本的考え方

※下線部は、当独法分科会の方針を反映した部分

平成16年12月16日
文部科学省独立行政法人評価委員会

1. 「『業績勘案率』の評価を行うに当たっての基本的考え方」の見直しについて

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成15年12月19日閣議決定)を受けて、文部科学省所管の各独立行政法人においては役員退職手当規定の改正を行った。また、業績勘案率の策定の考え方について、平成16年3月24日に開催された第14回文部科学省独法評価委員会(以下「評価委員会」という。)において「『業績勘案率』の評価を行うに当たっての基本的考え方(以下、「基本的考え方」と言う。)」を決定した。

一方、7月23日に総務省政策評価・独法評価委員会において「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」が決定された。本決定では、業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本とすることとされており、各府省評価委員会からの通知が1.0を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、総務省政策評価・独法評価委員会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績の反映重視を基本に厳しく検討を行うこととされている。

上記を踏まえ、評価委員会として基本的考え方を以下の通り見直すこととする。

2. 「業績勘案率」の決定

(1) 「業績勘案率 ε 」の算出

「機関実績勘案率 α 」と「個人業績勘案率 β 」との配分率 x 、 y (注. 各法人の特性・役員の職責に応じ決定。ただし、個人的な業績が付随的なものであることを考慮し、 y は0.25^①を超えないこととする(①)。)を乗じ、「基礎業績勘案率 ε' 」を求める(小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)。

$$\varepsilon' = x\alpha + y\beta \quad (\text{但し } x + y = 1, 1 > x \geq 0.75, 0.25 \geq y > 0)$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \varepsilon' : \text{基礎業績勘案率} \\ \alpha : \text{機関実績勘案率} \\ \beta : \text{個人業績勘案率} \\ x : \text{機関実績勘案率の配分率} \\ y : \text{個人業績勘案率の配分率} \end{array} \right.$$

*1: 例えば、労務行政研究所 2003年調査「役員報酬・賞与、退職金調査」労政時報第3588号によると、民間企業における基本退職慰労金に対する個人業績を勘案した功労加算の割合は、基本退職慰労金の30%以内が圧倒的に多いと報告されている。この場合、退職金における個人業績の寄与度は最大で約23% (= 30 / 130) となっている。

評価委員会は ε' に基づき、以下の点を勘案して当該役員の ε を決定する。

- ① 在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映状況 (観_①)
- ② 目的積立金の積立状況 (ε が 1.5 を超える場合は、原則として在職期間のいずれかの年度に目的積立金を積み立てたことが必要であることとする。) (観_②)

(2) 「機関実績勘案率 α 」の算出

当該役員が在職した期間に係る「年度実績評価」に基づく各年度の機関実績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均して求めた率を α とする (小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)。

各年度の機関実績勘案率は、「年度実績評価」の結果における項目別評価を当該役員の職責に応じ適切にウェイト付けし (観_③)、通常の業績に比して明確に差が生じる適切な換算表に従い (観_④) 0.0 ~ 2.0 の間で算出するものとする。
(適切な換算表の参考例 (別添 1))

なお、役員が退職した日の属する「年度実績評価」が確定していない場合、当該年度の機関実績勘案率は、その前年度の機関実績勘案率その他の明確な方法により算出することとし、当該方法の適用につき合理的な説明を要することとする (観_⑤)。

(3) 「個人業績勘案率 β 」の算出

当該役員の任期中の個人的な業績に関し、予め当該法人の長が評定を行った結果も参考にしつつ、評価委員会が評価し、当該役員の個人業績勘案率 β を 0.0 ~ 2.0 の間で決定することとする。 (個人的な業績評価の観点の参考例 (別添 2)) (観_⑥)

3. 通知の手続き等

(1) 評価委員会は、「業績勘案率」を決定するに当たり、予め総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。

(2) 評価委員会は、「業績勘案率」が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに文部科学大臣に通知する。(注. 文部科学大臣は評価委員会から通知を受けた場合は、内閣官房長官に通知することとしている。)

(3) 本「考え方」については、今後行われる業績勘案率の決定の状況等を踏まえ、必要に応じ見直すこととする。

(別紙3)

文部科学省独立行政法人評価委員会から通知された宇宙航空研究開発機構の理事長の業績勘案率(案)について

法人名	役職	業績勘案率適用期間 (参考) 在任期間	算定内容				業績勘案率(案) ε (ε' 調整後)
			機関業績勘案率 α 適用した年度評価結果	個人業績勘案率 β	基礎業績勘案率 ε' ※ ($0.75\alpha + 0.25\beta$)	調整 目的 積立金 関係	
宇宙航空研究開発機構	理事長	H16.1.1 ～H16.11.14 (注1)	1.0 ※ 16.1.1～3.31 は、15年度評価 結果($\alpha=0.9$) ※ 16.4.1～11.14 は、 $\alpha=1.0$	1.2	1.1 ※ 6月期 =1.0 12月期 =0.95 (注2)	なし	1.0

(注1) 打ち上げ失敗等が発生した時期

- ① H15.10.25：環境観測技術衛星「みどりII」運用異常
- ② H15.11.29：H-IIAロケット6号打ち上げ失敗
- ③ H15.12.9：火星探査機「のぞみ」火星周回軌道投入失敗

(注2) 平成16年12月期の期末特別手当は、平成15年度評価結果を勘案し、内規に基づき5%減額(参考：H16.7～退職まで給与月額額の10%を自主返納)。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構における役員退職者の
業績勘案率について

平成17年4月19日
文部科学省独立行政法人評価委員会
科学技術・学術分科会

独立行政法人宇宙航空研究開発機構における下記役員退職者の退職手当にかかる業績勘案率については、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構における「業績勘案率」の基準について」(平成17年4月19日文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会決定)に基づき、以下のとおりとする。

1. 対象役員

氏名 [REDACTED]
役職 理事長
在職期間 平成15年10月1日から平成16年11月14日
(業績勘案率の適用対象期間 平成16年1月1日から平成16年11月14日)

2. 業績勘案率の算定

(1) 機関実績勘案率 α

①平成15年度の機関実績勘案率

平成15年度の「年度実績評価」における項目別評価の評定割合は次表のとおりであり、理事長の職責に応じこれを均等にウェイト付けし、「機関実績勘案率の評定割合に関する換算表」(分科会基準の別添1)に照らして、平成15年度の機関実績勘案率は0.9とする。

評価	S	A	B	F	計
項目数	3	61	18	<u>4</u>	<u>86</u>
評定割合	3.5%	70.9%	20.9%	4.7%	100%



②平成16年度の機関実績勘案率

平成16年度の年度実績評価は現在確定していないが、当該年度における在職期間を考慮し、平成16年度の機関実績勘案率は1.0とする。

[理由：当該年度の在職期間は、平成16年4月から同年11月までの8ヶ月間であり、当該在職期間中における機構の業務状況を踏まえ、基本である1.0を準用し当該年度の機関実績勘案率とみなすことが妥当と判断。

なお、前年度の機関実績勘案率は、前年度の項目別評価において事故・トラブルに直接関連した4件の評価項目がF評価であったことが反映されているが、平成16年度の同人の在職期間中においては、信頼の回復に向けて業務が進められているところ。したがって、前年度の機関実績勘案率を準用することは不相当と思慮される。]

③機関実績勘案率 α

各年度の機関実績勘案率を在職月数に応じて加重平均し、機関実績勘案率 α は 1.0 とする。

($0.9 \times 3 \text{月} + 1.0 \times 8 \text{月}$) / 11 月 = 0.97 (小数点第一位未満四捨五入)

(2) 個人業績勘案率 β

「個人業績評価項目・評価表」(分科会基準の別添2)を基に、機構が行った評価結果も参考にしつつ、当分科会で評価を行った結果、個人業績勘案率 β は 1.2 とする。

(別添参照)

(3) 業績勘案率 ε

① (機関実績勘案率 $1.0 \times$ 配分率 0.75) + (個人業績勘案率 $1.2 \times$ 配分率 0.25) = 1.05 (小数点第一位未満四捨五入) となり、基礎業績勘案率 ε は 1.1 とする。

②当分科会として、基礎業績勘案率 ε を基に、

- a) 在職時(対象期間中)に受けた役員報酬に対する機構及び個人の業績の反映状況
 - ・月次給与については、機構及び個人業績の反映はなし。(ただし、平成16年7月から退職時まで給与月額10%を自主返納)
 - ・期末特別手当については、平成16年6月期は増減額なし。平成16年12月期は機構の平成15年度の年度実績評価の結果を勘案し、規程に基づく基礎額の5%を減額して支給。(当該手当対象期間中の職務実績にかかる増減額はなし)
- b) 目的積立金の積立状況
 - ・対象期間中には目的積立金は生じていない。

を勘案した結果、当該役員の業績勘案率は 1.0 とする。

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表

(単位:%)

		各事業年度の項目別評価の評定					
		S	A	B	F		
機関実績勘案率 α	2.0	$S=100$	$A=0, B=0, F=0$				
	1.9	$90 \leq S < 100$	$S+A=100$	$B=0, F=0$			
	1.8	$80 \leq S < 90$					
	1.7	$70 \leq S < 80$					
	1.6	$60 \leq S < 70$					
	1.5	$60 \leq S < 100$	$80 \leq S+A \leq 100$	$0 < B \leq 20$	$F=0$		
		$50 \leq S < 60$		$0 \leq B \leq 20$			
	1.4	$40 \leq S < 50$					
	1.3	$30 \leq S < 40$					
	1.2	$20 \leq S < 30$					
	1.1	$10 \leq S < 20$					
	1.0	$0 \leq S < 10$				$80 \leq S+A \leq 100$	$0 \leq B \leq 20$
		$80 \leq S+A < 100$		$0 < B+F \leq 20$		$0 < F \leq 5$	
	0.9	$0 \leq S+A < 80$	$20 < B+F \leq 40$	$0 \leq F \leq 5$			
	0.8		$40 < B+F \leq 60$				
	0.7		$60 < B+F \leq 80$				
	0.6		$80 < B+F \leq 100$				
	0.5	$0 < S+A+B < 95$			$5 < F \leq 20$		
	0.4				$20 < F \leq 40$		
0.3	$40 < F \leq 60$						
0.2	$60 < F \leq 80$						
0.1	$80 < F < 100$						
0.0	$S=0, A=0, B=0$			$F=100$			

宇宙航空研究開発機構 項目別評定結果比較表（平成15年度）

大項目	中項目	小項目、細目	評価結果		
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1. 3機関統合による総合力の発揮と効率化	(1) 総合力の発揮と技術基盤等の強化	A		
		(2) 管理部門の統合及び簡素化	A		
		(3) 射場、追跡局、試験施設等の効率的運営	B		
	2. 大学、関係機関、産業界との連携強化	(1) 産学官連携	II.9で評価		
		(2) 大学共同利用機関	II.9で評価		
	3. 柔軟かつ効率的な組織運営		A		
	4. 業務・人員の合理化・効率化	(1) 経費・人員の合理化・効率化	A		
		(2) 外部委託の推進	B		
		(3) 情報ネットワークの活用による効率化	A		
	5. 評価と自己改革		A		
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1. 自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化	(A) 宇宙輸送系	(1) H-IIA ロケット	(F)	
			(2) M-V ロケット	A	
			(3) H-IIA ロケット能力向上形	B	
			(4) 宇宙ステーション補給機 (HTV)	A	
			(5) LNG 推進系	B	
			(6) 将来輸送系	B	
		(B) 自在な宇宙開発を支えるインフラの整備	(1) 地上インフラの整備	(a) 射場設備の整備・運用	B
				(b) 追跡管制設備の整備・運用	A
				(c) 衛星等試験設備の整備・運用	A
			(2) 宇宙インフラの運用/衛星間通信システム		A
		(C) 技術基盤の維持・強化	(1) 技術基盤の維持・強化		A
			(2) 高度情報化の推進		A
			(3) スペースデブリ対策の推進		A
		2. 宇宙開発利用による社会経済への貢献	(A) 安全・安心な社会の構築	(1) 情報収集衛星	(F)
			(2) 防災・危機管理	B	
			(3) 資源管理	B	
			(4) 地球環境	(a) 温室効果ガス把握への貢献	A
				(b) 水循環変動把握への貢献	A
				(c) 気候変動予測への貢献	(F)
				(d) 静止気象衛星5号 (GMS-5)	A
			(5) データ利用の拡大		A
	(B) 国民生活の質の向上		(1) 移動体通信		B
			(2) 固定通信		A
			(3) 光衛星間通信		B
			(4) 測位		A
	3. 国際宇宙ステーション事業の推進による国際的地位の確保と持続的發展		(1) 国際宇宙ステーション計画		A
		(2) JEM の開発・運用	(a) JEM の打上げ・初期運用	A	
(b) 初期運用準備			A		
(c) 民間活力の導入			A		
(3) JEM 搭載実験装置の開発			A		
(4) 宇宙環境利用の促進			B		
(5) セントリフュージの開発等		B			

大項目	中項目	小項目、細目		評価結果	
				H15	
Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	4. 宇宙科学研究	(A) 研究者の自主性を尊重した独創性の高い宇宙科学研究	(1) 研究系組織を基本とした宇宙理・工学の学理及びその応用に関する研究	S	
		(B) 衛星等の飛翔体を用いた宇宙科学プロジェクトの推進	(1) 運用中の飛翔体を用いた宇宙科学プロジェクトの推進	ジオテイル	A
				あけぼの	A
				はるか	A
				のぞみ	(F)
				はやぶさ	S
			(2) 開発中・開発承認済の宇宙科学プロジェクトの推進	ASTRO-F	A
				LUNAR-A	B
		SELENE		A	
		(3) 本中期目標期間内に開発を開始する宇宙科学プロジェクトの推進（小型衛星による宇宙科学の推進を含む）	ASTORO-E	A	
			SOLAR-B	A	
		(4) さらに将来の宇宙科学プロジェクトに向けた先端的研究	ベピコロポ	A	
			(3) 本中期目標期間内に開発を開始する宇宙科学プロジェクトの推進（小型衛星による宇宙科学の推進を含む）	A	
	(4) さらに将来の宇宙科学プロジェクトに向けた先端的研究		A		
	(5) 国際宇宙ステーションにおける宇宙科学研究		A		
	5. 社会的要請に応える航空科学技術の研究開発	(A) 社会的要請への対応	(1) 国産旅客機高性能化技術の研究開発	A	
			(2) クリーンエンジン技術の研究開発	A	
			(3) 運航安全技術の研究開発	A	
			(4) 環境保全・航空利用技術の研究開発	B	
			(5) 事故調査等への協力	A	
	(B) 先行的基盤技術の研究開発	A			
	(C) 次世代航空技術の研究開発	A			
	6. 基礎的・先端的技術の強化	(A) 宇宙開発における重要な機器等の研究開発	(1) 機器・部品の開発	A	
			(2) 軌道上実証	A	
		(B) 将来の宇宙開発に向けた先行的研究	A		
		(C) 先端的・萌芽的研究	A		
		(D) 共通基盤技術	(1) IT	(a) 先端IT	A
(b) 情報技術を活用した数値シミュレーションシステムの研				B	
(2) 複合材技術の高度化			S		
(3) 風洞技術の標準化・高度化	A				
7. 大学院教育			A		
8. 人材の育成及び交流			A		

大項目	中項目	小項目、細目	評価結果
			H15
Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	9. 産業界、関係機関及び大学との連携・協力の推進	(1) 産学官による研究開発の実施	A
		(2) 宇宙への参加を容易にする仕組み	
		(3) 技術移転及び大型試験施設設備の活用	
		(4) 大学共同利用システム	A
	10. 成果の普及・活用及び理解増進	成果の発表、研究、技術報告、速報	A
		広報、教育	A
	11. 国際協力の推進		A
12. 打上げ等の安全確保		A	
13. リスク管理		B	
Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画			A
Ⅳ. 短期借入金の限度額			非該当
Ⅴ. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画			非該当
Ⅵ. 剰余金の使途			非該当
Ⅶ. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	1. 施設・設備に関する事項		A
	2. 安全・信頼性に関する事項		B
	3. 国際約束の誠実な履行		Ⅱ.11で評価
	4. 人事に関する計画	(1) 方針	B
		(2) 人員にかかる指標	I.4で評価
	5. 中期目標期間を超える債務負担		非該当
6. 積立金の使途		中期計画上なし	

(注) 本表は、宇宙航空研究開発機構の事業年度に係る業務の実績に関する評価フォーマットに基づき作成した。

独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について

〔平成15年12月19日
閣議決定〕

独立行政法人、特殊法人及び認可法人（日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、士業団体、事業者団体中央会を除く。以下同じ。）の役員の退職金については、以下によるものとする。

1 独立行政法人

- (1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $12.5/100$ を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。
- (2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。
独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。
- (3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成15年9月16日閣議決定）の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

2 特殊法人及び認可法人

- (1) 役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $12.5/100$ を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会（以下「委員会等」という。）が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。
- (2) 各法人は、上記(1)による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに内閣官房長官に報告する。
- (3) 役員の退職金に関して独立行政法人と同様の制度が採用されている法人については、上記独立行政法人の例によるものとする。
- (4) 各役員の退職金の支給額については、上記1(3)に準じて、公表する。